

# 志布志市 No32 農業委員会だより

令和7年1月



■ 編集・発行 志布志市農業委員会  
住所 志布志市松山町新橋268

編集責任者: 萩迫 修作  
TEL099-487-2111(内線301)



曾原さんのほうれん草ハウス

有明町蓬原でほうれん草を栽培されている曾原正樹さんは、サラリーマンをされていましたが、個人で農業経営を始めようと思い、退職し2年間の研修を経てから、7年前から本格的にほうれん草栽培を始めました。現在は、無農薬による栽培に取り組んでおり、出荷までの一連の作業に汗を流す毎日です。

曾原さんは、ほうれん草をより良い品質に仕上げるため、多くの情報を収集し、試行錯誤を繰り返しながら改善に取り組んでいます。今後は、所得の増加を見込める栽培を追求し、農業をはじめとした一次産業を、より多くの若い世代につないでいきたいと意気込みを語ってくれました。



収穫されたほうれん草

## 会長あいさつ

新年、あけましておめでとうございます。市民の皆様方におかれましては、ご家族とともに健やかな新年を迎えられたことと思います。

さて、農業委員会は令和6年4月から農業委員20名、農地利用最適化推進委員16名の新たなメンバーで3年間の任期でスタートしたところでございます。

今年も農業委員、農地利用最適化推進委員一丸となり、志布志市の基幹産業でもございます農業を守り、育てる一助となるよう、努めてまいりたいと思います。

さて、農業経営の基盤でもございます農地につきましても、農業者の高齢化や後継者の不足等による農地の遊休化が課題になっている状況を踏まえた国による法改正が行われたことを受け、農地の所有者や耕作者の皆様方が将来に向けた農地利用について、どのようにお考えになられているか等をご確認させていただき、地域計画の策定に向け取り組んで参りましたが、いよいよ大詰めを迎えているところでございます。

また、コロナ禍から脱却した今、それぞれの日常生活を送れるありがたさをかみしめながら、農業委員会としての役割を果たしてまいりたいと思います。

引き続き、農業委員及び農地利用最適化推進委員の業務へのご理解を賜り、志布志市の農業振興と一緒に取り組んでいただくことをお願いいたしますとともに、今年が皆様方にとって有意義な1年となりますことを祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



## 権利者による適正な農地管理と相続登記をお願いします

農地法第2条の2では、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と所有者、耕作者等の責務が規定されています。

一方で、市内においては雑草が繁茂するなど適正な管理が行われず、遊休化した農地が散見される状況が見受けられ、隣接する農地での営農や農地の所在によっては地域の住環境等への影響もあり、地域住民からの具体的な相談も寄せられています。

農業委員会事務局では法の趣旨等を踏まえ、遊休化した農地に係る所有者、耕作者など権利者に対し適正な管理をお願いし、対応いただいている農地もありますが、農業者の高齢化に伴う課題のひとつである相続未登記により、適正な管理の依頼が難しくなっているケースがあります。

このような状況等も踏まえ、国では令和6年4月1日から相続登記の申請を義務化しておりますので、主体的な権利者となる所有者の明確化につながる相続登記の申請等につきまして、関係する皆様方での話し合いを行っていただくようお願いいたします。

農地に係る権利者を明確にいただくことが、農地適正管理への第1歩となりますので、相続登記が必要な状態で耕作を継続されている農家の方々、非農家でありながら、農地の相続が想定される皆様方におかれましては、早めの手続きをお願いいたします。

※詳細については、法務省の相続登記の申請義務化特設ページでご確認ください。

「くらしと経営」に役立つ全国農業新聞の購読申込は随時受け付けておりますので、農業委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。なお、毎週金曜日発行、購読料は月額700円です。



## 安心して豊かな老後のために農業者年金に加入しましょう

農業者年金は下記の3つの要件を満たせば誰でも加入できます。

- ①年間60日以上 of 農業従事者
- ②年齢が20歳から60歳未満の方（国民年金の任意加入被保険者は65歳未満）
- ③国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）

※国民年金の付加年金への加入が必要です。

農業者年金で支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

また、保険料は月額二万円から千円単位で決められます（35歳未満で一定の要件を満たせば月額一万円からでも加入できます）。さらに経営状況や家計の状況に応じていつでも見直しができますので、是非、農業者年金への加入をご検討ください。

## 農業者年金受給者会グラウンド・ゴルフ大会が開催されました

農業者年金受給者会のグラウンド・ゴルフ大会が開催されました。例年、各地区（志布志、有明、松山）で開催されていましたが、今年は志布志地区と松山地区は合同で開催しました。コートでは多くの参加者が真剣にクラブを振りつつも、終始賑やかな笑い声が響き渡り、地区を超えた親交を深めていました。

また、有明地区大会は、グラウンド状態不良により、グラウンド・ゴルフは実施できませんでしたが、代わってレクリエーション大会を開催しました。こちらも賑やかな笑い声が響き渡っていました。

なお、各大会の優勝者は次のとおりです。

- ・志布志・松山大会：男性 大迫 哲夫さん、女性 山下 ヨシコさん
- ・有明大会：男性 中崎 若男さん、女性 宮脇 トシ子さん



(志布志・松山地区大会の様子)

## 農業者年金の届出をしましょう

農業者年金の加入者もしくは受給者が死亡した場合は、遺族は10日以内にJAを経由して『農業者年金死亡関係届出書』を提出する必要があります。

また、受給者が死亡した場合に支払われるはずであった年金が未支給であった場合は、亡くなった方の遺族に未支給分の年金が支払われます。ただし、未支給年金の遺族への支払いは、死亡当時に生計を同じくしていた方で、優先順位が規定されています。先順位者がいらっしゃる場合、後順位者は原則として請求できません。

優先順位 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦3親等以内の親族

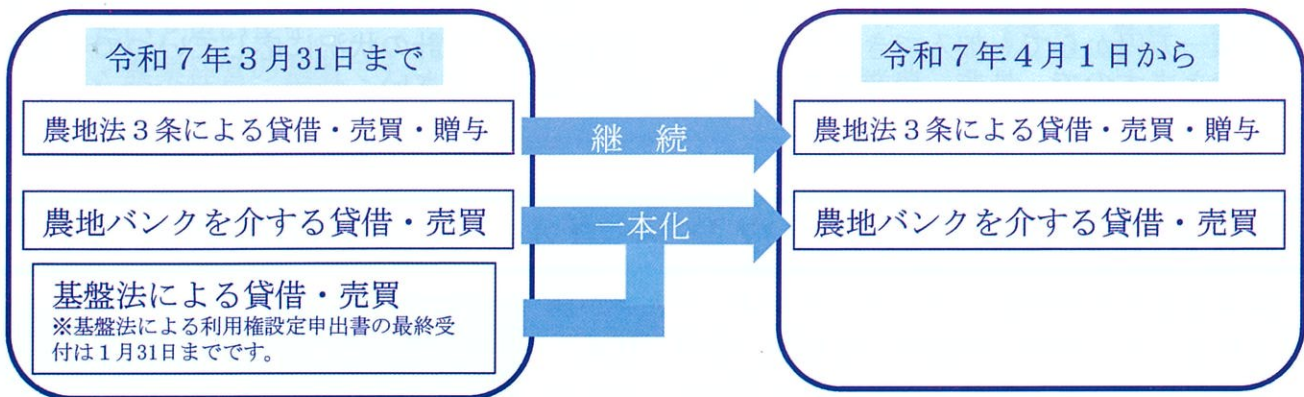
未支給年金の受け取り期間は、受給者が亡くなられた日の翌日から起算して、5年間（時効）となります。死亡届の提出が遅くなると、年金が過払いとなる恐れがあり、遺族の方に返納していただく事になります。死亡届を提出されていない遺族の方は、早目に届出をしましょう。

また、独立行政法人農業者年金基金からの大事なお知らせを確実に受け取るために、住所が変わったら、住所変更の手続きをしましょう。

## 農業委員会からのお知らせ

### 農地の貸借と売買の方法が変わります

農業経営基盤強化促進法（以下基盤法）等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、令和7年度からは基盤法による貸借（利用権設定）と売買は廃止となり、（農地バンク）を介した「農地中間管理機構」での貸借・売買手続きに統合されます。  
なお農地法による手続きは引き続き可能です。



### ストップ！ やめよう無断転用

農地を転用する場合には農地法に基づき農業委員会へ事前申請が必要です。

※転用とは、農地を耕作以外の目的に使用することです。

(例)住宅を建てる、資材置場や建設残土捨て場にする、農業用施設を建てる、太陽光発電施設を設置するなど。

・許可は2種類あります。

農地法第4条・・・農地の権利者（所有者等）がその農地を転用する場合。

農地法第5条・・・農地の所有者から農地を買う、借りて転用する、贈与など。

農地転用は一定の要件がありますので、事前に農業委員会へお問い合わせください。

なお、許可を受けていない転用は無断転用となるため、農業委員会へご相談ください。



### 有明分室が移転しました

これまで有明庁舎別館1階にあった農業委員会有明分室は、有明庁舎本館2階に移転となりました。農地に伴う相談、手続き等で有明分室にご用がある際は、お間違いがないようお願いいたします。

お知らせ等に関するお問い合わせやご相談は、農業委員会事務局または各分室までお願いします。

志布志市農業委員会

- ・事務局（松山庁舎1階） ☎487-2111（内線301）
- ・有明分室（有明庁舎本館2階） ☎474-1111（内線222）
- ・志布志分室（本庁舎4階） ☎472-1111（内線472）

